

平成 20 年度卸売市場連携物流最適化推進事業モデル地区公募要領

平成 20 年 4 月

1 事業の目的

産地の大型化等に伴い、地方又は大都市近郊の卸売市場流通においては、単独では産地が求める取引量を消化できないことから、直接取引ができず、産地が大都市の市場に出荷した農水産物を当該市場から集荷する転送に頼らざるを得ないケースが生じている。

このような中で、卸売市場の取扱量は減少傾向にあり、集荷力の向上、流通の効率化を図ることが不可欠だが、単独の卸売市場で取り組むには限界がある。

このため、地方又は大都市近郊の卸売市場が連携して、集荷力向上を図るとともに、流通コストの軽減や関係者の経営体質の強化、消費者に対する鮮度の高い地域農水産物の供給機能の向上等にも資するよう、共同集荷や共同配送等の連携した取組による最適な物流システム確立を支援することを目的とする。

2 公募の対象事業

地方又は大都市近郊の卸売市場の集荷力の向上、出荷者の出荷コストの軽減、流通の効率化、関係者の経営体質の強化等を図るために、産地、地方又は大都市近郊の卸売市場、実需者等の地域の流通関係者による物流最適化のための課題整理及び連携手法の検討を行うとともに、共同集荷等の連携した取引システムに基づく最適な物流システム確立のための実証試験の実施を公募の対象とする。

3 公募対象者等

(1) モデル地区の対象市場

地方卸売市場

中央卸売市場（ただし、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪府に所在する中央卸売市場を除く。以下「対象中央卸売市場」という。）

(2) モデル地区の要件

～ の要件をすべて満たすものであること。

複数の卸売市場が連携して取り組む事業であること。

卸売市場の品揃え、集荷力の向上、出荷者の出荷コストの軽減、流通の効率化、又は関係者の経営体質の強化に直接的に資するものであること。

開発された取引システムの定着の見通しがあり、かつ他地域においても普及可能なモデル性の高いものであること。

以下のモデル地区は対象外となるので、留意すること。

- ・ 開発された取引システムの定着の見通しがなく、単なる研究や調査の域を出ないもの。

- ・ 既が開発されているシステム等の単なる拡充・強化にすぎないもの。

(3) 企画提案者の資格

上記(1)、(2)を満たす食品流通構造改善促進法(平成3年5月2日法律第59号)第2条第3項に規定する卸売市場開設者等(卸売市場開設者、卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者)で組織された団体とする。

4 企画提案者が実施する実証事業の内容

検討会の開催

市場関係者、生産者、実需者、物流業者等からなる協議会を組織し、地域における流通の現状の把握、課題の整理、市場間の連携手法の検討、電算システムの内容の検討等、具体的な事業の実施方法等を検討する。

流通実態等の調査

地域の生鮮食料品等の生産・流通、関係者の経営及び流通コストの現状等、連携手法の検討のために必要な調査を行う。

基本システムの設計

検討会の結果を基に、共同集荷等につき複数市場が連携した取引を実施する上で必要な基本システムの設計を行う。

実証試験の実施

検討会で策定した連携手法や設計したシステムの効果・課題等を検証するため、実証試験を行う。

報告書の作成

実証事業(流通実態等調査・実証試験)の報告書及び操作マニュアル等を作成し、財団法人食品流通構造改善促進機構(以下「機構」という。)に報告する。

5 補助対象となる経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、検討会の開催、流通実態等の調査、基本システムの設計、実証試験の実施及び報告書の作成に要する経費とし、具体的経費内容は別紙1のとおりとする。

6 補助額等

モデル地区は4地区を予定している。

補助額は定額(1地区当たり9,500,000円程度)であるが、予算に限りがあるので調整することもあり、この場合、不足分は事業実施者の自己負担金となる。

7 事業の実施

事業実施主体は必要に応じ、機構会長の承認を得て、4の又はの業務を第三者に委託又は請け負わせることができるものとする。委託又は請け負わせた業務については、受託者と機構が委託契約又は請負契約を締結する。

8 事業完了後のフォロー

事業実施者は、事業完了後3年間、企画提案書に記載した成果の活用・普及に関する報告を定期的に機構に行うものとする。機構は、他の事業者等が開発された成果を広く普及させるため、必要に応じて事業実施者に成果の普及についての協力を要請できるものとする。

9 審査方法

企画提案書の審査は、機構内に設置する学識経験者、卸売市場関係者等から構成される連携強化検討委員会（以下「検討委員会」という。）において行うものとする。

モデル地区の決定に当たっては、必要書類、必要事項への記入の有無等の形式審査を行い、検討委員会が別に定める審査基準を基に、書類審査を行う。また、必要に応じて、ヒアリング審査を行う。

審査結果については、各企画提案者あてに通知するとともに、採択されたモデル地区については機構のホームページで公表する。

10 応募方法

(1) 提出書類

企画提案者は、以下の書類を15部（正1部、副14部）作成の上、期日までに郵送又は宅配便で提出すること。形式審査を通過した企画提案書等については、その後の審査で採択、不採択にかかわらず返却はしない。

企画提案申請書（様式1）

提案の概要（様式2）

中核卸売市場の概要（様式3）

連携卸売市場の概要（様式4）

添付書類 企画提案団体規約（本事業の実施に関する記載があり、代表者の押印があるもの）

(2) 提出期限

平成20年5月29日（木）必着

(3) 提出書類作成上の留意事項

提出書類の作成に当たっては、以下の事項に留意し、以下の要件を満たさない企画提案書については、形式審査で企画提案者に返却する。

提出書類の作成に当たっては、原則として A4 サイズの用紙（縦長、横書き）に日本語で記載すること。なお、必要に応じフロー図等の作成を行う場合は、そのサイズは A4 横長又は A3 を用いても構わないが、提出に当たっては、織り込むなど必ず A4 サイズにすること。

記載に当たっては、ワープロ又はパソコンを使用し、文字の大きさは 10 ポイント以上とすること。

企画提案書（様式 2）の総ページ数は、関連する図表等も含め最大 15 ページとする。

11 成果物の報告等

(1) 企画提案者は、実証事業の実施結果をとりまとめ、平成 20 年 12 月末日までに機構に報告するものとする。

(2) 機構は、開発された成果物を対象に、検討委員会において、モデル地区毎に分析、評価及びとりまとめを行う。

検討委員会は、事業の進捗状況、開発内容等を把握するため、システム開発の途中段階において報告の聴取及び現地調査を行い、適宜、事業の進捗状況等についての中間審査を行う。その結果、企画提案者の変更、基本システムの変更等企画提案書の内容と相違がある、あるいは当初の成果が上がっていない等と判断される場合には、途中で補助を打ち切ることがある。

12 応募に関する問い合わせ及び提出先

財団法人食品流通構造改善促進機構 構造改善部

〒104-0033 東京都中央区新川 2 - 1 6 - 1 0 アーバンステージ新川 3 階

0 3 - 5 5 4 3 - 8 0 2 5 Fax 0 3 - 5 5 4 3 - 8 0 2 7